

# 市川市地域防災計画

## (風水害等編)

【 改訂（案） 】

平成 30 年 月  
市川市防災会議

風 水 害 等 編

## 目次（風水害等防災計画）

---

防災体制における基本的な用語	1
<b>第1章 総論</b>	<b>5</b>
第1節 計画の目的	6
第2節 計画の位置づけ	6
第3節 計画の体系	6
第4節 計画の運用	7
第1 定期的な計画内容の見直し	7
第2 他の計画との関係	7
第5節 本市・市民・事業者の責務	9
第1 本市	9
第2 市民	9
第3 事業者	9
第6節 関係機関の業務大綱	10
第1 市川市	10
第2 千葉県	11
第3 指定地方行政機関	11
第4 指定公共機関	12
第5 指定地方公共機関	13
第6 その他の公共的団体	13
第7 市民及び事業者	13
第8 自衛隊	14
第7節 本市の概況	15
第1 位置	15
第2 地勢	15
第3 気象	17
第8節 計画の前提条件	18
第1 災害履歴	18
第2 江戸川氾濫シミュレーション	19
第3 真間川及び内水氾濫シミュレーション	19
<b>第2章 風水害等予防計画</b>	<b>21</b>
計画の主旨	22
第1 目的	22
第2 基本目標	22
第3 計画の体系	22
第1節 水害に強いまちづくり	25
第1 水害の予防	25
第2 土砂災害の予防	27

第3	風害の予防	28
第4	高潮災害の予防	29
第5	防災拠点施設・空間の整備	30
第2節	警戒・避難体制の確立	32
第1	風水害対応体制の整備	32
第2	協力体制の整備	34
第3	情報連絡・伝達体制の整備	36
第4	消防・救助体制の整備	37
第5	応急医療体制の整備	38
第6	避難体制の整備	39
第7	要配慮者支援対策	42
第8	帰宅困難者・滞留者対策の整備	45
第9	生活関連物資等の確保及び調達体制の整備	47
第3節	防災意識の向上	50
第1	防災知識の普及	50
第2	市民・事業者の防災力強化	51
第3	防災訓練	53
<b>第3章</b>	<b>風水害等応急対策計画</b>	<b>55</b>
計画の主旨		56
第1	目的	56
第2	基本目標	56
第3	運用体系	56
第1節	迅速な活動体制の確立	59
第1	災害対策本部設置前の体制（水防組織）	59
第2	災害対策本部の設置	62
第3	参集・配備計画	70
第4	応援・協力要請	74
第5	災害救助法の適用手続	76
第2節	迅速な情報収集・整理、正確な情報の伝達	79
第1	情報連絡体制の確立	79
第2	被災情報の収集・伝達	81
第3	広報活動	88
第4	被災記録の整理	91
第3節	災害の拡大防止措置	93
第1	水防活動	93
第2	土砂災害応急対策	96
第3	交通規制	98
第4	道路・交通手段の確保	101
第5	消火・救助・救急活動	105

第6	応急医療活動	109
第7	避難勧告等の発令	112
第8	危険区域の立入禁止措置	116
第4節	被災者の生活支援	118
第1	避難所の開設・運営	118
第2	要配慮者対策	120
第3	帰宅困難者・滞留者対策	122
第4	水、食糧、物資の供給	124
第5	行方不明者等の捜索及び遺体の収容・埋葬	127
第6	被災地の清掃活動	129
第7	被災地の警備活動	133
第8	被災者住宅の確保	134
第9	応急教育	136
第5節	社会基盤の復旧	138
第1	公共施設の復旧活動	138
<b>第4章</b>	<b>災害復興計画</b>	<b>143</b>
	計画の趣旨	144
第1	目的	144
第2	基本目標	144
第3	運用体系	144
第1節	被災者の生活再建	145
第1	市民生活再建支援	145
第2	産業復旧支援	148
第2節	復興まちづくり	149
第1	復興まちづくり	149
第2	激甚災害の指定に関する計画	149



## 防災体制における基本的な用語

### 1 平常時の体制に関する用語

用語	解説
防災会議	○災害対策基本法に基づいて設置された組織で、市川市地域防災計画の作成と実施を推進する。

### 2 災害時の体制に関する用語

用語	解説
災害対策本部	○災害対策基本法に基づいて、災害時に地域防災計画に基づく応急対策を実施するために、臨時に設置される組織 ○大規模災害が発生した際、国、千葉県、他市町村の行政機関から職員の派遣を受けることができる。
本部会議	○応急対策の意思決定機関として計画された組織 ○市長を議長とし、部局室長以上の幹部職員で構成される。
災害対応事務局	○本部会議の事務局及び災害対策本部長のスタッフ機能として計画された組織
5 対応本部	○災害対策本部内に活動目的ごとに計画された対応本部 ○5つの本部が計画されており、それぞれ複数の班によって構成される。
消防本部	○消火・救出活動や延焼火災時の広域避難対策等を担当する。
医療本部	○一般社団法人市川市医師会等の参加を得て、応急医療活動を担当する。
被災生活支援本部	○避難所の開設・管理や物資供給、応急教育等を担当する。
被災市街地対応本部	○市街地の被災調査や都市基盤の応急対策、被災地の清掃等を担当する。
行徳本部	○行徳地域の孤立化等の問題に備え、行徳地域の実情に応じた応急対策の立案・推進を担当する。
市川市災害ボランティアセンター	○災害ボランティアの受入のために、災害対策本部から独立した機関として計画された組織 ○メディアパーク市川 2 階のグリーンスタジオ及び 3 階の研修室に設置し、災害ボランティアの受け入れや活動の調整等を行う。
現地災害対策本部（災害班）	○本市内を 6 地区に分割し、被災状況の収集等を実施するために計画された拠点
小学校区防災拠点	○予め指名された近傍居住職員が小学校区を単位として地域住民と協力し、情報収集・発信、災害対策本部との連絡、避難所運営支援等の応急対策活動を行う拠点
消防署所	○11 箇所が常設されているほか、臨時消防署が 20 箇所ある。
消防団詰所	○消防団による初期消火活動や救出活動の拠点となる。

用語	解説
医療救護所	○一般社団法人市川市医師会等の協力によって、災害の状況により必要に応じて開設される応急医療活動の拠点
避難場所	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるため緊急的に避難する場所（本市内に123箇所を指定。）
広域避難場所	○延焼火災等により避難場所に危険が迫ってきた場合等、広域避難を必要とする場合の避難地。本市内に5箇所指定している。
避難所	○市民の避難動向や施設の被災状況等を考慮し、避難所として指定・開設する施設（本市内に89箇所を指定。）
福祉避難所	○要配慮者のために指定・開設する避難所
その他の主要施設	○応急対策期における予備的な利用や復旧期の活用に備えて、本市が管理する医療関連施設、清掃関連施設等

### 3 その他本市の体制に関する用語

用語	解説
調査班	○被災市街地対応本部職員等によって構成される組織で、被災直後に道路状況の確認や避難所施設の安全性の確認、危険地域の抽出等を行う。 ○あらかじめ各調査区域に本市職員を配備し、発災後、迅速な調査を実施する。
応急危険度判定士	○発災直後から防災重要施設・建物の危険度判定を実施する。
防災関係機関	○防災会議を構成する防災関係機関をはじめ、災害対応に関わる機関の総称
災害時支援協定市区町村	○災害時の相互応援協力について、協定を結んでいる市町村 ○東葛飾地域の市、千葉県内市町村、その他市区町（5市2区1町）等の協定がある。
災害時支援協定業者	○災害時の応急対策への協力について、本市と協定を結んでいる民間業者 ○情報提供、食糧供給、物資輸送、道路等の応急措置等に関する協定がある。
災害情報収集員	○災害時の緊急登庁の際等に、迅速かつ正確な情報収集を行うことを目的として、個人の携帯電話を使用し、現地(現場)の被害情報等を災害対策本部にメール送信を行う本市職員
緊急初動配備職員	○災害対応の初動体制を強化するために、災害対応事務局、各対応本部（消防本部を除く）、小学校区防災拠点及び医療救護所に参集するように指名した職員。休日夜間におけるより迅速な参集を目的として、本市内居住（近隣市を含む）職員で編成する。
小学校区防災拠点要員	○緊急初動配備職員のうち、市立小学校等に参集するように予め指定された職員

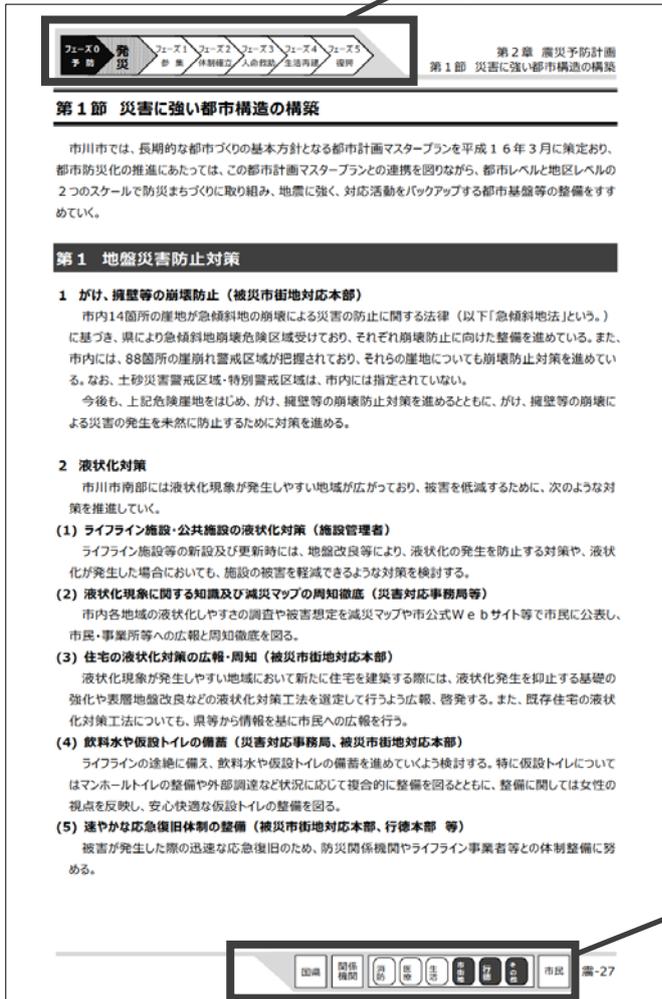
用語	解説
小学校区防災拠点協議会	○災害時に備えて、平常時から地元自治（町）会や関係団体・事業者等により構成され、発災時に本市職員と協力して避難所の運営支援を実施する。

#### 4 防災に関する用語

用語	解説
要配慮者	○高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
避難行動要支援者	○要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、円滑迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。一般的に障がい者や要介護者等が挙げられる。
帰宅困難者	○通勤・通学・買い物等の目的で周辺地域からの流入・滞在している者のうち、大規模災害が発生し、交通機関等が途絶したために、自力で帰宅することが困難になる者及び本市域を通過する者
災害時帰宅支援ステーション	○九都県市の協定に基づき帰宅困難者等に対して、水道水、トイレ等のほか、道路情報、災害に関する情報等を可能な範囲で提供する施設
一時滞在施設	○帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設
帰宅支援施設	○本市が締結する協定等により帰宅困難者等に対して、トイレ、水道水、食糧等の物資のほか、道路情報、災害に関する情報等を可能な範囲で提供する施設
滞留者	○帰宅困難者のうち大規模集客施設やターミナル駅等に滞留する者
流通在庫備蓄	○地域内の事業者とあらかじめ協定を締結し、事業者の倉庫等に保管されている流通前の食糧や日用品等を災害用の備蓄として活用するもの

◆第2章～第4章のレイアウト

1



2

①災害対応の時期（目安）を表示

- ・ フェーズ0「予防」 : 平常時
- ・ フェーズ1「参集」 : 直後対応
- ・ フェーズ2「体制確立」: 12 時間以内の対応
- ・ フェーズ3「人命救助」: 3 日以内の対応
- ・ フェーズ4「生活再建」: 1 週間以内の対応
- ・ フェーズ5「復興」 : 1 週間以降の対応

※ 時期はあくまでも目安であるため、応急対策の進捗に応じて調整する。

②実施担当を表示

- ・ 国県 : 国や県の機関
- ・ 関係機関 : 国・県の機関以外の防災関係機関や協定団体
- ・ 消防 : 消防本部
- ・ 医療 : 医療本部
- ・ 生活 : 被災生活支援本部
- ・ 市街地 : 被災市街地対応本部
- ・ 行徳 : 行徳本部
- ・ その他 : 災害対応事務局等
- ・ 市民 : 市民、市内の事業者等